

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認 令和3年 3月 9日

新型コロナ作業部会確認 令和3年 3月10日

事業名：会場運営業務委託

案件名：リビッパ・パリンピック競技大会運営に関する準備・運営業務に係るコロナ対策計画作成業務支援委託

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		本件は、42競技会場における新型コロナウイルスへの感染防止対策計画策定のために必要な事業であり、令和2年12月4日の合意に基づく大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費として負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本件は、会場運営に関連する新型コロナウイルス感染症対策計画の策定支援を委託するものであるため、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施すべき事業であり、執行も一括した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本件は、42競技会場における新型コロナウイルス感染症対策計画策定支援業務の委託であり、東京2020大会の競技会場における新型コロナウイルス感染症対策の基軸となるものであることから、本大会の開催において必要不可欠な内容である。	
	効率性	本件は、組織委員会が、各事業者との価格交渉によりコストを抑制していることに加え、1会場あたりの規模及び単価についての精査を重ねてきたことが認められ、効率性について十分に考慮されている。	
	納得性	本件は、42競技会場の会場運営計画に新たな内容（検温所や隔離スペースの設置、観客キューイングエリアのオペレーションの見直し、アスリート動線の完全分離等）を加え、ほぼ全面的に改訂するものであることから、1会場あたりの価格帯については、その業務内容を考慮すれば妥当なものであると考えられ、適切であると認められる。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費であり、公費負担の対象になると考えられる。 また、V5予算に収まっていることを確認した。 引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	